

監査公表第6号（平成28年4月8日、県公報第3783号登載）

平成27年11月10日から平成28年2月19日実施 随時監査（3次分）結果（平成27年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の61機関
- (2) 監査対象期間：平成27年5月1日、平成27年6月1日、平成27年7月1日又は平成27年8月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成27年11月10日～平成28年2月19日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	財政課	平成27年5月1日から 平成27年11月10日まで	平成27年11月10日
	私学学事振興局	平成27年5月1日から 平成27年11月10日まで	平成27年11月10日
企画・地域振興部	総合政策課	平成27年5月1日から 平成27年11月11日まで	平成27年11月11日
	交通政策課	平成27年5月1日から 平成27年11月11日まで	平成27年11月11日
新社会推進部	青少年課	平成27年5月1日から 平成27年11月12日まで	平成27年11月12日
保健医療介護部	医療保険課	平成27年5月1日から 平成27年11月12日まで	平成27年11月12日
	高齢者地域包括ケア推進課	平成27年5月1日から 平成27年11月13日まで	平成27年11月13日
	介護保険課	平成27年5月1日から 平成27年11月13日まで	平成27年11月13日
福祉労働部	子育て支援課	平成27年5月1日から 平成27年11月17日まで	平成27年11月17日
	職業能力開発課	平成27年5月1日から 平成27年11月17日まで	平成27年11月17日
	人権・同和対策局	平成27年5月1日から 平成27年11月18日まで	平成27年11月18日
環境部	循環型社会推進課	平成27年5月1日から 平成27年11月18日まで	平成27年11月18日
	監視指導課	平成27年5月1日から 平成27年11月19日まで	平成27年11月19日
商工部	新産業振興課	平成27年5月1日から 平成27年11月19日まで	平成27年11月19日
	観光・物産振興課	平成27年5月1日から 平成27年11月24日まで	平成27年11月24日
	企業立地課	平成27年5月1日から 平成27年11月24日まで	平成27年11月24日
農林水産部	園芸振興課	平成27年5月1日から 平成27年11月25日まで	平成27年11月25日
	経営技術支援課	平成27年5月1日から 平成27年11月25日まで	平成27年11月25日
	農村森林整備課	平成27年5月1日から 平成27年11月26日まで	平成27年11月26日
	林業振興課	平成27年5月1日から 平成27年11月26日まで	平成27年11月26日
	飯塚農林事務所	平成27年8月1日から 平成28年2月19日まで	平成28年2月19日
	筑後農林事務所	平成27年8月1日から 平成28年2月4日まで	平成28年2月4日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
農 林 水 産 部	農 林 業 総 合 試 験 場 資 源 活 用 研 究 セ ン タ ー	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月15日 まで	平成27年12月15日
	農 林 業 総 合 試 験 場 筑 後 分 場	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 1日 まで	平成27年12月 1日
	農 林 業 総 合 試 験 場 八 女 分 場	平成27年 8月 1日 から 平成28年 2月 2日 まで	平成28年 2月 2日
	農 業 大 学 校	平成27年 8月 1日 から 平成28年 2月17日 まで	平成28年 2月17日
	筑 後 家 畜 保 健 衛 生 所	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 1日 まで	平成27年12月 1日
	水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 水 豊 前 海 研 究 所	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 2日 まで	平成27年12月 2日
	水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー 水 内 水 面 研 究 所	平成27年 8月 1日 から 平成28年 2月18日 まで	平成28年 2月18日
県 土 整 備 部	企 画 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月26日 まで	平成28年 1月26日
	用 地 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月26日 まで	平成28年 1月26日
	河 川 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月27日 まで	平成28年 1月27日
	久 留 米 県 土 整 備 事 務 所	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月16日 まで	平成27年12月16日
	南 筑 後 県 土 整 備 事 務 所	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月17日 まで	平成27年12月17日
	直 方 県 土 整 備 事 務 所	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月14日 まで	平成28年 1月14日
	朝 倉 県 土 整 備 事 務 所	平成27年 8月 1日 から 平成28年 2月18日 まで	平成28年 2月18日
	北 九 州 県 土 整 備 事 務 所	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月15日 まで	平成28年 1月15日
	飯 塚 県 土 整 備 事 務 所	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 3日 まで	平成27年12月 3日
	那 珂 県 土 整 備 事 務 所	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月13日 まで	平成28年 1月13日
建 築 都 市 部	都 市 計 画 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月27日 まで	平成28年 1月27日
	公 園 街 路 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月21日 まで	平成28年 1月21日
	住 宅 計 画 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月28日 まで	平成28年 1月28日
	営 繕 設 備 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月28日 まで	平成28年 1月28日
	流 域 下 水 道 事 務 所	平成27年 8月 1日 から 平成28年 2月17日 まで	平成28年 2月17日
教 育 庁	財 務 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月19日 まで	平成28年 1月19日
	企 画 調 整 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月19日 まで	平成28年 1月19日
	施 設 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月20日 まで	平成28年 1月20日
	義 務 教 育 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月20日 まで	平成28年 1月20日
	体 育 ス ポ ー ツ 健 康 課	平成27年 7月 1日 から 平成28年 1月21日 まで	平成28年 1月21日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警 察 本 部	被 害 者 支 援 ・ 相 談 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 8日 まで	平成27年12月 8日
	広 報 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 8日 まで	平成27年12月 8日
	留 置 管 理 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 8日 まで	平成27年12月 8日
	生 活 保 安 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 9日 まで	平成27年12月 9日
	サイバー犯罪対策課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 9日 まで	平成27年12月 9日
	地 域 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月10日 まで	平成27年12月10日
	捜 査 第 一 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月10日 まで	平成27年12月10日
	捜 査 第 三 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月10日 まで	平成27年12月10日
	暴力団犯罪捜査課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月11日 まで	平成27年12月11日
	北九州地区暴力団犯罪捜査課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月 9日 まで	平成27年12月 9日
	交 通 規 制 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月11日 まで	平成27年12月11日
	警 備 課	平成27年 6月 1日 から 平成27年12月11日 まで	平成27年12月11日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
商工部 観光・物産振興課	支出	1	前渡資金において、返納手続きがなされないなど、事務処理が著しく不適正であった。
警察本部 北九州地区暴力団 犯罪捜査課	支出	1	前渡資金において、精算手続きがなされていないものがあつた。

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説明
福祉労働部	その他	1	預金残高の処理が長期間なされていない通帳が、所属の金庫にあつた。
農林水産部	支出	1	前渡資金において、精算手続きが遅延しているものがあつた。
建築都市部	その他	1	昨年度改善を指導していた期限内の支払いやタクシーチケットの組織的な管理の徹底について、改善がなされておらず、また、単価契約物品発注簿においては、履行期限及び受領印欄が空白のまま確認者の押印が繰り返されており、チェック機能が働いていなかった。